

第6 重要な改革課題

民事司法改革の重要課題は多岐に亘る。従って、各論として諸課題について内容を紹介することは紙面の関係からも適切でないが特に重要と考えられる課題について下記に列挙する。なお、諸課題の内容は日弁連の民事司法改革グランドデザインとその添付の資料編（DVDとして全て収録されている）や前述の民事司法懇の最終報告書の全文（HPで公開中）を参照されたい。

①司法アクセスの拡充

I 費用～提訴手数料の低・定額化、法律扶助での利用者負担の在り方（償還制から負担付給付制へ）、権利保護保険の拡充、弁護士費用のわかりやすさ

II 解決手段の多様さ～ADR、民事調停の充実・活性化、集合訴訟の実現

②証拠収集手続きの拡充～弁護士照会制度と文書提出命令の改正

③執行制度の改革～財産開示手続、第三者からの財産情報取得手続

④判決の適性～損害賠償制度の改革

⑤家事事件の改革～家事事件手続法による子どもの手続代理人費用の国費化

⑥行政訴訟事件の改革

⑦労働事件の改革～労働審判事件の5支部（立川、小倉、浜松、松本、福山）以外への拡充

⑧消費者被害の救済～集合訴訟、違法収益はく奪制度

⑨裁判所の基盤整備～裁判官の増員、支部機能の充実

⑩国際化への対応～弁護士依頼者間の秘密特権、国際仲裁センターの拡充